

新成人の皆さんおめでとうございます

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金(基礎年金)3つのメリット

- ・老後を支えます
 - ・病気やけがで障害の状態になったときに支えます
 - ・加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます
- 老齢基礎年金
障害基礎年金
遺族基礎年金

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

お問い合わせ先

住民税務課 年金係 電話(0868)54-2685
津山年金事務所 電話(0868)31-2663

農業委員会委員選挙人名簿の 登載申請について

農業委員会委員の選挙人名簿を、毎年1月1日現在で作成しています。この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、農家からの申請に基づき資格調査が行われます。

資格要件を満たす方は、平成25年1月10日までに申請書を提出してください。

※現委員の任期は平成23年7月20日から平成26年7月19日です。

資格要件

平成25年1月1日現在で鏡野町に住所を有し、満20歳以上(平成5年4月1日以前に生まれた人)で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 10アール(1,000㎡)以上の農地を耕作している人
- (2) (1)の同居の親族又はその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人

※会社等にお勤めの方でも(1)(2)に該当する場合は資格があります。

申請書の提出方法

申請書は12月上旬に郵送しています。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(料金受取人払い)で、お近くのポストに投函してください。
提出期限の1月10日がせまっています。提出忘れのないようにお願いいたします。

まだ申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局(54-2687)へお問い合わせください。